

高坂保育所 重要事項説明書

1 事業者の運営主体

事業者の名称	三原市
事業者の所在地	三原市港町三丁目5番1号
事業者の電話番号・FAX	電話番号 0848-67-6042 FAX 0848-67-5934
代表者氏名	岡田 吉弘

2 施設の概要

種 別	保育所					
名 称	三原市立高坂保育所					
所 在 地	三原市高坂町真良 2153 番地					
電 話 番 号 ・ F A X	電話番号 0848-66-3760 FAX 0848-66-3760					
所 長 氏 名	内海 優子					
開 設 年 月 日	昭和 50 年 6 月 20 日					
利用定員（年齢別）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	2人	2人	6人	5人	7人	8人
取 扱 う 保 育 事 業	延長保育					

3 施設・設備の概要

敷 地 面 積		2.175.62 m ²			
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 平屋建て			
	延床面積	延床面積 468.02 m ²			
施設設備の 数 と 面 積	乳 児 室	2 室	55.00 m ²		
	保 育 室	5 室	64.00 m ²		
	遊 戯 室	1 室	63.00 m ²		

	調 理 室	1 室	26.24 m ²
	調 乳 室	1 室	3.62 m ²
	幼児用トイレ	4 個	10.87 m ²
	医 務 室	1 室	12.00 m ²
	事 務 室	1 室	30.00 m ²
設 備 の 種 類		プール、冷暖房等	
屋 外 遊 戯 場 （ 園 庭 ）		屋外遊戯場	1,227.14 m ²

4 施設の目的、運営方針

目 的	児童福祉法第39条の規定に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。
運 営 方 針	・保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することにふさわしい生活の場であるよう努めます。 ・目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもとに子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供します。 ・利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの補助者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

5 職員体制 （令和8年9月1日現在）

所 長	1 人 （保育士・幼稚園教諭免許状）
保 育 士	7 人 （常勤： 6 人、非常勤 1 人）
調理員（栄養士除く）	2 人 （常勤： 1 人、非常勤 1 人）
その他（保育補助員）	2 名 （常勤： 0 人、非常勤 2 人）
その他（業務員）	1 人 （常勤： 0 人、非常勤 1 人）

6 保育・教育を提供する日

開	所	日	月曜～土曜
休	所	日	日・祝日 年末年始（12/29～1/3）

7 保育・教育を提供する時間

（1）開所時間

月曜日から金曜日	午前7時30分から午後6時00分まで
土曜	午前7時30分から午後6時00分まで

（2）保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から金曜日の保育時間（11時間）	午前7時30分から午後6時00分まで
土曜日の保育時間（11時間）	午前7時30分から午後6時00分まで 土曜日の保育を希望する場合は申込が必要です。
延長保育時間	実施無し

（3）保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
土曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
延長保育時間	朝：午前7時30分から午前8時30分まで 夕：午後4時30分から午後6時00分まで

8 利用料金

利用料（利用者負担）	・保護者が居住する市町村が定める利用料 ※幼児教育・保育の無償化に伴い、下記のとおり無償 2号認定：全ての児童を対象に無償 3号認定：市民税非課税世帯を対象に無償 ・世帯における第2子以降の3号認定の児童を対象に無償（三原市独自施策 R6年9月～）
延長保育料	区分ごとに1回300円 区分ごとに上限月3000円
主食費（3歳児以上）	1食あたり30円
副食費（3歳児以上）	1食あたり180円

※その他、必要に応じて徴収する費用等がある場合は、別途お知らせします。

9 支払方法

口座振替払を原則としています。
納期限は各月の月末までです（12月は25日）。納期限が休日の場合は翌営業日です。

10 提供する教育・保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

<毎日の保育・教育の流れ>

時間	乳児	幼児
7:30	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園
9:00	保育短時間（8時間）開始 順次登園 ・おやつ ・遊び（室内外）・散歩	保育短時間（8時間）開始 順次登園 ・遊び（室内外） ・保育
11:00 11:15	食事 （年齢によって前後します）	食事の準備 当番活動 食事 はみがき 当番活動
12:30	お昼寝 （年齢によって前後します）	お昼寝または休憩 （年齢によって前後します）
15:00	おやつ あそび	おやつ あそび
16:00	健康状態の連携	帰りの会 健康状態の連携
16:30	保育短時間終了	保育短時間終了
18:00	保育標準時間終了 閉園	保育標準時間終了 閉園

＜全体的な計画＞

ク ラ ス	年 齢 別 保 育 ・ 教 育 目 標
0 歳 児	安心できる環境の下で、五感を通して身の回りのものに興味をもったり、自発的に周囲の物ことを知ろうとしたりする。
1 歳 児	生活リズムが整い、安心して探索活動を行ったり、欲求を表したりする。
2 歳 児	・安心できる環境で心身ともに快適な生活を送る。 ・自分でやりたいという意欲が芽生え、簡単な生活習慣を身につけようとする。
3 歳 児	・保育者や友だちと遊ぶ中で自分のしたいこと、言いたいことを言葉や行動で表現する。
4 歳 児	・保育者や友だちと一緒に遊びながらつながりを広げ、集団として過ごす楽しさを味わう。
5 歳 児	・生活や遊びの中で一つの目標に向かって力を合わせて活動し、達成感や充実感をみんなで味わう。 ・集団生活の中で意欲的に活動し知識や能力を獲得する。
そ の 他 (年間行事)	(4月) 進級入園おめでとう会・遠足・耳鼻科健診 保育参加日・クラス懇談会 (5月) 内科健診・歯科健診・眼科健診・ふれあい運動会 (7月) プール開き (8月) 平和のつどい・プールおさめ (9月) 5歳児お楽しみ会・保育参加日（絵本の講演会） (10月) 遠足 (11月) 幼児クラス生活表現あそびの会 (12月) ウェルカムサンタ (1月) 新年おめでとう会 (2月) 保育参加日・クラス懇談会 (3月) おわかれ会・卒園おめでとう会 ○各月＝お話し会・えいごであそぼう ○毎月＝誕生会

＜クラス編成＞

年 齢	ク ラ ス 名
0 歳 児	もも組
1 歳 児	うめ組
2 歳 児	さくら組

3 歳 児	ちゅうりっぷ組
4 歳 児	たんぽぽ組
5 歳 児	ひまわり組

11 給食等について

	提供内容				保育所の給与栄養量（目標） （保育所で提供する栄養量の割合）
	午前おやつ	昼食		午後おやつ	
		主食	副食		
0 歳児	○	○	○	○	「授乳・離乳の支援ガイド」に準じ、発達に応じた離乳食の提供をします。 おやつについては子の発達に応じて提供します。
1 歳児	○	○	○	○	465kcal （1 日の 50%）
2 歳児	○	○	○	○	
3 歳児	—	○	○	○	570kcal 完全給食月 （1 日の 45%）
4 歳児	—	○	○	○	
5 歳児	—	○	○	○	

<給食の提供にあたって>

・ 保育所内に調理施設を設置して給食を作っています。給食は、三原市給食年間計画に基づき、季節感や嗜好等を考慮し、バラエティーに富むよう心がけています。 ・ 毎月、各家庭に献立表を配布すると共に、毎日、給食・おやつを展示食として保育所内に展示しています。 ・ 厚生労働省が作成した「大量調理衛生管理マニュアル」及び、三原市で作成した「三原市保育所給食衛生管理マニュアル」沿って、安心・安全な給食提供を行っています。 ・ 給食やおやつの時間には、調理員によるクラス巡回を行い、食べ具合の確認や食指導を行い、保育士と連携しながら子どもの成長を食事から支援しています。 ・ 菜園活動で収穫した食べ物を給食に取り入れたり、クッキングを行っています。

<アレルギー対応について>

- ・保育所の生活に特別な留意が必要な場合には、医師の診断・指導に基づき、アレルギー対応を行います。
- ・厚生労働省が作成した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」及び、三原市で作成した「食物アレルギー指示書」に基づき、適切な対応に努めています。

12 保護者に用意していただくもの

(1) 入園時にご用意いただくもの

- ・保護者の緊急連絡先 ・児童票 ・各種書類（面談の時に配布した資料）
- ・児童の健康や体調を確認するもの
- ・お布団カバー・布団等

(2) 毎日持参いただくもの

- ・通園かばん ・手ふきタオル
- ・連絡袋 ・着替え等 ・水筒（幼児クラス3歳児以上）
- ・コップ（乳児クラス0～2歳児）※毎日持ち帰り
- ・歯ブラシ、コップ（幼児クラス3歳児以上）※週末に持ち帰り

(3) 服装について

- ・身体にあった動きやすい服を着る。
- ・着脱しやすい服がよい。
- ・フードのついたもの、ひもがついたものは引っかかったりして危険なので避ける。
- ・厚着にならないようする。
- ・靴は運動しやすく履きやすい、ちょうど良いサイズのを準備する。

(4) その他ご用意いただくもの

- ・保育用品（年度初め・入所時）

13 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・車での送迎はチャイルドシートを着用する。
- ・門の開閉、鍵の開閉は保護者が責任をもつ。（終日施錠しているので鍵番号を覚えておく）
- ・防犯のため、車から離れる時はエンジンを止め施錠し、貴重品はおかないようにする。
- ・元気で遊ぶエネルギーになるので朝食はとるようにする。

- ・病気、都合、家庭でのふれあいで欠席される方、遅れて来所される方は、8 時 50 分までに保育所へ電話連絡、またはコドモンアプリでの連絡をお願いいたします。それ以降の時間帯は保育所に電話をお願いいたします。いつもと違う方がお迎えに来られる時にも連絡をください。
- ・出席の際は乳児室前で、QR コードでの打刻を行う。
- ・感染症の場合は、他の乳幼児に感染する恐れがあるので医師の指示に従って休ませてください。病気により、意見書登園届が必要です。
- ・薬服用等やむえず服用する場合は、医師から処方されたものに限り、1 回分を薬の連絡票に必要事項を記入の上、職員に手渡ししてください。
- ・身体の調子が悪い時には（下痢・軟便・発熱等）、朝必ずお知らせください。

（2）降園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・退席の際は乳児室前で、QR コードでの打刻を行う。
- ・毎日の献立を展示しているのでご覧ください。
- ・着替え等は保護者が持ち帰りましょう。
- ・お知らせの手紙などはコドモン等で配信しますのでご覧ください。
- ・気にかかること等ありましたら、遠慮なく職員までお知らせください。

14 保育所と保護者との連携について

保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの 24 時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。

- ・コドモンでの連絡帳 ・園便り など

15 健康診断、健康管理について

（1）健康診断

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

原則、全園児を下記の回数で実施します。ただし当該児の様子に応じて対応を検討することがあります。

- | | | | | | |
|------|------|------|------|-------|-----|
| 内科健診 | 2 回、 | 歯科健診 | 1 回、 | 視聴覚健診 | 1 回 |
| 尿検査 | 1 回、 | 眼科健診 | 1 回、 | 耳鼻科健診 | 1 回 |

（2）健康管理、病気のときの対応

- ・毎朝、健康観察を行います。体調について、0～2歳児クラスはコドモンでの連絡帳、全児童登園時に保護者からの連絡をお願いし、健康状態の把握をします。
- ・症状に対しては、保育所における感染症対策ガイドラインに基づき、対応します。
- ・発熱時の対応：38.0℃以上の発熱または37.5℃以上に加えて全身状態が不良な場合など個々の状況に応じて保護者に連絡し、迎えと受診を依頼します。
- ・感染症の場合、登園の際には診断によって「意見書」または「登園届」を提出していただきます。
- ・当所での与薬：本来は保護者が登園して与えていただきますが、緊急やむを得ない理由で保護者が登園できないときは、保護者と当所で話し合いのうえ、当所の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期するため「くすりの連絡票」「くすりの指示書」に必要事項を記載していただき、薬に添付して当所の職員に手渡していただきます。薬は医師が処方したものに限りします。

16 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

- ・当所での予防対策
 - 手洗いの可能な児童は手洗いをを行います。
 - テーブルなどの共用部分は、毎日消毒を行います。
 - 保健所への報告が必要な集団感染事例が発生した場合は、社会福祉施設等における感染症事例の報告を行います。保健所・嘱託医との相談により、一部または全部を閉鎖する場合があります。また、給食やおやつの内容を変更する場合があります。
- ・発生した場合の連絡（園便り、保健便り等）
 - 「意見書」「登園届」が必要な感染症が確認された場合は、コドモンなどを通じて周知と家庭での対策を連絡します。

17 障害児保育について

- ・障害児保育を実施する場合の方針、留意点
 - 入所申請前に園の見学と相談を行っていただきます。
 - 加配職員等が必要と判断した場合、新たな職員配置や施設整備などが整うまでお待ちいただくことがあります。
 - 入所後は、保護者・関係機関等と連携をとりながら、集団保育を行っていきます。

18 嘱託医

以下の医師（小児科・内科）へ委嘱しています。

医 師 名	木原 幹夫
医 療 機 関 名	みはらこどもクリニック

19 嘱託歯科医

以下の歯科医へ委嘱しています。

医 師 名	藤原 秀
医 療 機 関 名	よりかね歯科

20 避難場所

保育所近隣の避難場所は次のとおりです。

避 難 場 所	高坂コミュニティーホーム
---------	--------------

21 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

警 察 署	三原警察署 0848-67-0110
消 防 署	三原西消防署 0848-86-2119

22 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防 火 管 理 者	内海 優子
消 防 計 画 届 出 年 月 日	三原消防署 2026 年 4 月 1 日
避 難 訓 練	避難訓練：月1回 消火訓練：年2回
防 災 設 備	消火器、誘導灯、火災報知器 など

23 非常災害時の対応について

非常時で保育が困難になった場合は、コドモンで連絡します。確認をして、休所・お迎え等の対応をお願いします。

- ・水害・台風など大雨が予想された場合
園の所在地（市内全域・高坂町・高坂町真良）に「警戒レベル 3 高齢者等避難」が発令された時
- ・地震の場合
震度 5 弱以上、施設の損壊や火災等により保育が困難な時

24 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保 険 の 種 類	①日本スポーツ振興センター災害共済給付 ②全国市長会学校災害賠償保障保険
保 険 の 内 容	①園の管理下における災害に対する、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給） ②身体賠償、財物賠償
保 険 金 額	①医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10（そのうち 1/10 の分は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に、療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額 ②身体賠償：支払限度額 1 名につき 1 億円、1 事故につき 10 億円 財物賠償：支払限度額 1 事故につき 2,000 万円 ※詳細は各制度参照

25 虐待防止等の措置について

子どもの人権の擁護および虐待防止のため、児童福祉法ならびに児童虐待の防止等に関する法律に基づき、次のとおり必要な措置を講じます。

- ・人権の擁護および虐待防止に関する必要な体制を整備します。
 - ・職員による子どもに対する虐待等の行為を禁止します。
 - ・虐待の防止および人権に関する啓発のため、職員研修を実施します。
 - ・その他、虐待防止のために必要な措置を講じます。
- 【緊急時の対応】**
- ・職員または保護者（子どもを現に養育するものを含む）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに児童虐待防止法に従い、三原市および関係機関へ通告等を行うとともに、関係機関と連携し、必要な対応を行います。
（虐待等の行為とは、児童福祉法第 33 条 10 項各号に規定する行為をいう。）

26 業務の質の評価について

保 育 所 の 自 己 評 価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い年1回、自己評価を実施
-----------------	---------------------------------------

27 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 清田 景子 電話番号 0848-66-3760	
相談・苦情解決責任者	氏名 内海 優子 電話番号 0848-66-3760	
第三者委員	中川 賢示	

受付方法：電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

28 地域の育児支援について

園庭開放

29 小学校等との連携について

・入所している子どもの資料等（要録）の小学校への送付。 ・年1～2回小学校を訪問し、小学生との交流を行う。
--

30 その他保護者に説明すべき事項

児童等の事故・被害防止を目的に、カメラを設置しています。録画された映像は、事故・被害発生時の検証等に活用することとしており、その管理については適正に管理します。また必要に応じて、警察等に提供する場合があります。

（個人情報の取り扱い）

- ・職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。
- ・園便り・クラス便りに写真を掲載することがあります。掲載を承諾されない方はお申し出ください。

重要事項の説明に関する同意書

当所における教育・保育の提供を開始するにあたり、「高坂保育所 重要事項説明書」に基づき、重要事項の説明を行いました。

保育所名： 三原市立高坂保育所
所在地： 三原市高坂町真良 2153
説明者職名： 所長 内海 優子

私は、書面に基づいて三原市立高坂保育所の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：
児童氏名：
保護者氏名：
児童から見た続柄：

個人情報の取り扱いに係る同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の利用目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- 1 園での様子を写真や動画にて、コドモンで配信すること。
また、職員研修等で活用すること。
- 2 メディアの取材を受け、テレビ放送や広報等への掲載があること。
- 3 児童等の事故・被害防止のためカメラで保育室内等を記録すること。

※園便り・クラス便りへの写真・動画掲載を承諾されない方はお申し出ください。

※メディア取材に配慮が必要な場合は、お申し出ください。

※この同意書は、卒園まで有効です。

令和 年 月 日

保護者住所：
児童氏名：
保護者氏名：
児童から見た続柄：